

国立大学法人静岡大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

・業績反映方法

国立大学法人静岡大学役員報酬規程により、学長は、国立大学法人評価委員会の業績評価の結果を勘案して、期末特別手当の額を100分の10の範囲内でこれを増減できることとしている。

・法人の長の報酬水準が妥当であると判断する理由

学長は、静岡大学のビジョンである「自由啓発・未来創成」に基づき、人材育成を旨とし、質の高い教育と創造的な研究を推進し、社会と連携し、ともに歩む存在感のある大学を目指している。

また、学長は、職員数約1,140名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務をつかさどり、所属教職員を統督して、経営責任と教学責任の職務を同時に担う職務の特性と重責を負っている。

静岡大学では、学長の報酬月額については、上記職務の特性や職責の重さを勘案し、法人化移行前に適用されていた国家公務員指定職俸給表の号俸を踏まえ決定している。

なお、学長の年間報酬額については、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,069万円と比較した場合、それ以下となっており、また、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

以上のことから、職務の特性及び職責の重さ並びに他の同規模の民間企業との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

・改定なし

理事

・改定なし

監事（非常勤）

・改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬（給与）	賞与	その他（内容）	就任	退任		
法人の長	千円 15,493	千円 10,611	千円 3,970	千円 636 276 (地域調整手当) (単身赴任手当)			
A理事	千円 12,173	千円 8,337	千円 3,119	千円 500 216 (地域調整手当) (通勤手当)			
B理事	千円 11,956	千円 8,337	千円 3,119	千円 500 (地域調整手当)			
C理事	千円 12,034	千円 8,337	千円 3,119	千円 500 78 (地域調整手当) (通勤手当)	4月1日		
D理事	千円 13,007	千円 8,337	千円 3,267	千円 1,000 54 348 (地域調整手当) (通勤手当) (単身赴任手当)	4月1日		◇
A 監事 (非常勤)	千円 4,331	千円 4,331	千円	千円 ()		3月31日	
B 監事 (非常勤)	千円 1,894	千円 1,894	千円	千円 ()		11月6日	※

【注1】総額及び各内訳について、千円未満切捨のため総額と各内訳の合計額は、必ずしも一致しない。

【注2】「地域調整手当」とは、民間の賃金水準が本法人より高い地域に在勤している役員に支給しているものである。

【注3】「前職」欄の「◇」は、役員出向者（国家公務員退職手当法第8条第1項の規定に基づき、国立大学法人役員となるため国家公務員を退職し、引き続き役員として在職する者）であることを示し、「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況（平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額（総額）	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、教職員の適正な規模と配置を図りつつ、人件費総額の抑制に努める。
人件費を効率的に運用するため、人件費管理計画による管理を継続する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、本学の財務状況を踏まえ決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、教職員の勤務成績を考慮し、決定する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当 (査定分)	基準日以前6月以内の期間における勤務成績に応じて、決定される支給割合(成績率)を決定する。
昇給	5段階の昇給区分を設定して、勤務成績に応じて昇給号給数を決定し、昇給させることができる。
昇格	勤務成績が良好で、かつ昇給基準に達している場合は、1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

○平成25年4月1日改正

- ・栄養教諭の配置に伴い、義務教育等教員特別手当等について支給することとした。
- ・改組等に伴い、管理職等手当に係る職務区分等を改正した。

○国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)(以下「特例法」という。)関連の改正

- ・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、教職員(附属学校園教員を除く)及び役員については引続き以下の措置を、附属学校園教員については新たに以下の措置を講じた。

(教職員について(附属学校園教員を除く))

- ・実施期間：平成24年7月1日～平成26年3月31日
- ・基本給関係の措置内容：基本給(▲4.77～▲9.77%)
- ・諸手当関係の措置内容：管理職等手当(▲10.0%)
地域調整手当(▲4.77～▲9.77%)
広域異動手当(▲4.77～▲9.77%)
期末手当(▲9.77%)
勤勉手当(▲9.77%)
- ・国と異なる措置の概要：
 - ・地域調整手当について、実施期間中につき支給割合を上げた。
静岡5%→6%、浜松ほか4%→5%
 - ・平成24年12月期から平成25年12月期までの期末手当について、支給割合を上げた。

	(6月期)	(12月期)
一般職員	: 1.225→1.336	1.375→1.486
特定幹部職員	: 1.025→1.136	1.175→1.286
特別職基本給適用職員	: 0.625→0.736	0.775→0.886

(附属学校園教員について)

- ・実施期間：平成25年12月1日～平成26年3月31日
- ・基本給関係の措置内容：基本給(▲3.96～▲8.00%)
- ・諸手当関係の措置内容：管理職等手当(▲10.0%) (附属幼稚園教員を除く)
- ・国と異なる措置の概要：
 - 人事交流元(静岡県教育委員会等)の減額措置と同じ措置内容とするため、基本給における減額率を人事交流元の率に合わせるとともに、諸手当における措置内容についても、同じ措置内容とした。

(役員について)

- ・実施期間：平成24年 7月 1日～平成26年 3月31日
- ・基本給関係の措置内容：基本給 (▲9.77%)
- ・諸手当関係の措置内容：地域調整手当 (▲9.77%)
 期末特別手当 (▲9.77%)
- ・国と異なる措置の概要：地域調整手当について、実施期間中につき支給割合を5%から6%に上げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額 (平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	961	46.7	7,059	5,191	92	1,868
事務・技術	260	43.9	5,254	3,928	104	1,326
教育職種 (大学教員)	587	49.3	7,998	5,832	87	2,166
教育職種 (特別支援学校教員)	23	36.5	6,261	4,722	63	1,539
教育職種 (附属義務教育学校教員)	83	39.8	6,384	4,799	103	1,585
その他医療職種 (医療技術職員)	2					
その他医療職種 (看護師)	5	48.3	5,231	3,933	33	1,298
指定職種	1					
非常勤職員	27	41.5	4,938	4,797	44	141
事務・技術	2					
その他医療職種 (看護師)	2					
特任事務職員	2					
特任教員	17	42.8	5,644	5,644	53	0
学術研究員	4	34.8	3,784	3,784	0	0

【注1】区分「在外職員」、「任期付職員」、「再任用職員」については、該当者がいないため記載を省略した。

【注2】区分「常勤職員」及び「非常勤職員」のうち、職種「医療職種(病院医師)」、「医療職種(病院看護師)」及び「技能・労務職種」については、該当者がいないため記載を省略した。

【注3】区分「非常勤職員」のうち、職種「教育職種(大学教員)」については、該当者がいないため記載を省略した。

【注4】「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

【注5】「指定職種」とは、極めて高度な専門的知識及び資格等をもって教育研究に従事する職種を示す。

【注6】常勤職員の「その他医療職種(医療技術職員)」及び「指定職種」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載しない。

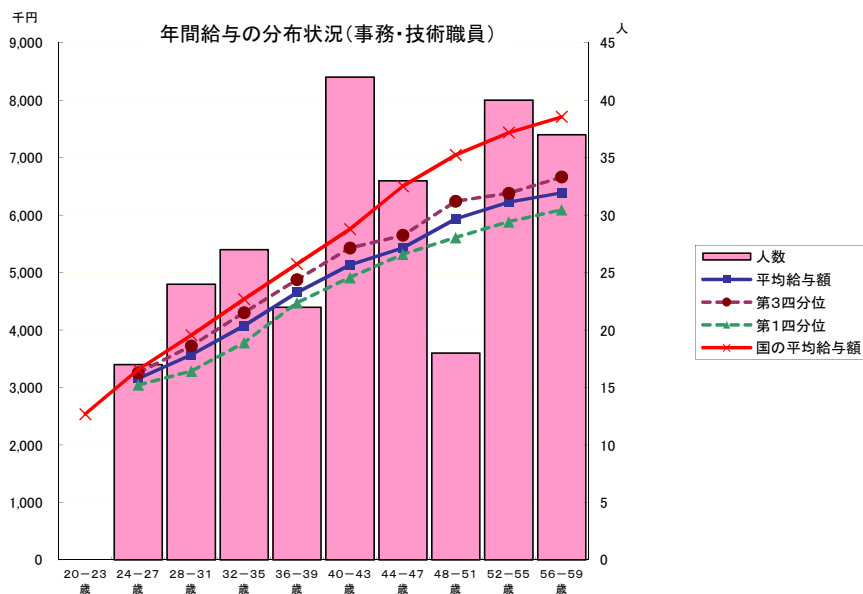
【注7】非常勤職員の「事務・技術」、「その他の医療職員(看護師)」及び「特任事務職員」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載しない。

【注8】「特任事務職員」とは、特定のプロジェクト以外において高い専門性を必要とする事務又は技術に従事する非常勤職員の職種を示す。

【注9】「特任教員」とは、特定のプロジェクト又は教育等に従事する非常勤教員の職種を示す。

【注10】「学術研究員」とは、特定の研究プロジェクト、共同研究等に従事する非常勤研究員の職種を示す。

② 年間給与の分布状況（事務・技術職員／教育職員（大学教員））
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部長	3	54.8	—	—	8,006	—	—
課長	17	56.0	6,436	6,776	6,776	6,989	6,989
副課長	35	53.8	5,949	6,190	6,190	6,329	6,329
係長	114	46.6	5,142	5,482	5,482	5,897	5,897
主任	29	39.8	4,309	4,695	4,695	4,995	4,995
係員	62	31.4	3,254	3,585	3,585	3,859	3,859

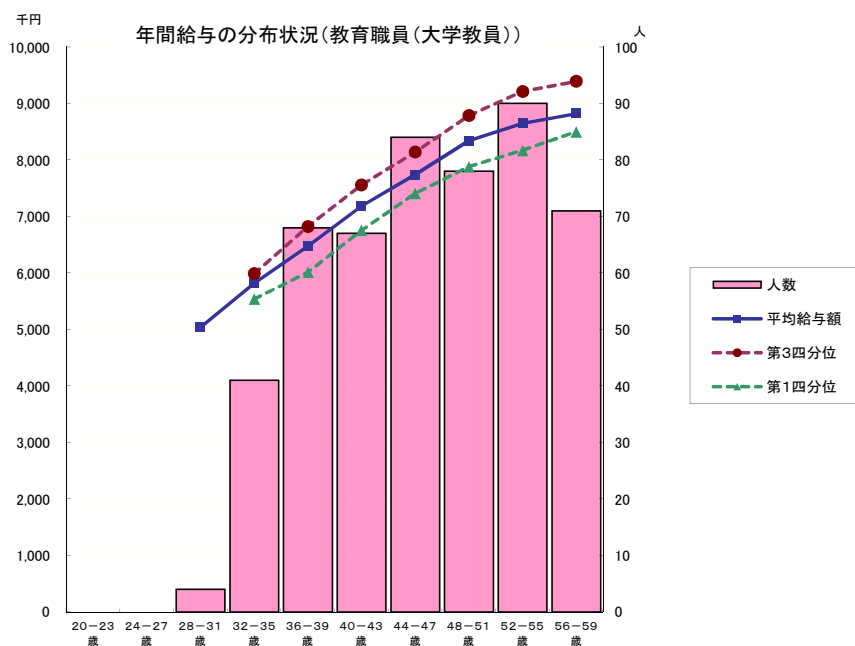
【注】「部長」の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

「課長」には、「室長」及び「事務長」を含む。

「副課長」には、「副室長」、「事務長補佐」、「専門員」及び「技術専門員」を含む。

「係長」には、「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。

「係員」には、「技術職員」を含む。



(教育職員 (大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	317	54.8	8,400	8,795	9,272
准教授	195	44.5	6,750	7,209	7,738
講師	38	38.6	5,805	6,162	6,610
助教	34	36.8	5,476	5,801	6,067
助手	2	—	—	—	—
教務職員	1	—	—	—	—

【注1】「助手」及び「教務職員」の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等 (平成26年4月1日現在) (事務・技術職員/教育職員 (大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級
標準的な職位		局長	局長	局長 部長	部長	課長	課長 副課長
人員 (割合)	260	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (1.2%)	8 (3.1%)	20 (7.7%)
年齢 (最高 ～最低)		}	}	}	58 }	59 }	59 }
所定内給与と年 額 (最高～最 低)		}	}	}	5,813 }	5,364 }	5,202 }
年間給与額 (最高～最低)		}	}	}	8,297 }	7,423 }	6,989 }
					7,773	6,738	6,074

区分	計	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		副課長 係長	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	53 (20.4%)	104 (40.0%)	51 (19.6%)	21 (8.1%)	
年齢 (最高 ～最低)	59 }	59 }	55 }	30 }	
所定内給与と年 額 (最高～最 低)	4,086	5,227 }	4,691 }	3,601 }	2,772 }
年間給与額 (最高～最低)	5,565	6,857 }	6,212 }	4,770 }	3,577 }
		5,565	3,857	3,238	2,888

(教育職員 (大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教 助手	教務職員
人員 (割合)	0 (0.0%)	316 (53.8%)	196 (33.4%)	38 (6.5%)	36 (6.1%)	1 (0.2%)	
年齢 (最高 ～最低)	}	64 }	64 }	53 }	62 }	29 }	}
所定内給与と年 額 (最高～最 低)	}	7,344 }	6,353 }	5,298 }	5,292 }	3,610 }	}
年間給与額 (最高～最低)	}	10,471 }	8,614 }	7,088 }	6,896 }	4,798 }	}
		6,963	5,467	5,395	4,798		

【注】1級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢 (最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与（平成25年度）における査定部分の比率（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	%	%	%
		64.9	67.2	66.1
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	35.1	32.8	33.9
	最高～最低	49.6～31.0	39.7～28.8	44.3～29.9
一般職員	一律支給分（期末相当）	%	%	%
		66.5	68.9	67.7
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	33.5	31.1	32.3
	最高～最低	40.4～29.6	37.9～27.7	37.3～28.6

（教育職員（大学教員））

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	%	%	%
		60.1	63.3	61.8
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	39.9	36.7	38.2
	最高～最低	50.2～31.3	47.1～29.1	44.9～30.2
一般職員	一律支給分（期末相当）	%	%	%
		66.5	68.8	67.7
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	33.5	31.2	32.3
	最高～最低	42.2～30.7	39.3～28.4	40.7～29.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準（年額）の比較指標（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

対国家公務員（行政職（一））

86.3

対他の国立大学法人等

96.7

（教育職員（大学教員））

対他の国立大学法人等

98.4

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準（「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準）に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	86.3
	参考	地域勘案 91.9
		学歴勘案 86.2
	地域・学歴勘案 92.1	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 65.9%】 （平成25年度予算） 国からの財政支出額 14,947百万円 支出予算の総額 22,694百万円</p> <p>【管理職（部長・課長職）の割合 7.69%（常勤職員数260名中 20名）】 【大卒以上の高学歴者の割合 58.85%（常勤職員数260名中153名）】 【国からの財政支出額に占める給与・報酬等支給総額の割合 54.80%】 給与・報酬等支給総額 8,191百万円</p> <p>【検証結果】 職員と国家公務員との比較指数が100以下であることから、適切である。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>	
講ずる措置	引き続き適正な給与水準を維持すべく努めていきたい。	

○教育職員（大学教員）と国家公務員との給与水準の比較指標 97.6

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職（一）と行政職（一）の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員（大学教員）と国の行政職（一）の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは、教育職員（大学教員）と国家公務員（平成15年度の教育職（一））との給与水準（年額）の比較指数である。〕

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	8,191,953	8,326,849	△ 134,896 (△ 1.6)	△ 703,746 (△ 7.9)
退職手当支給額 (B)	938,092	1,129,318	△ 191,226 (△ 16.9)	△ 37,898 (△ 3.9)
非常勤役員等給与 (C)	1,308,267	1,326,676	△ 18,409 (△ 1.4)	33,825 (2.7)
福利厚生費 (D)	1,243,017	1,205,577	37,440 (3.1)	70,668 (6.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	11,681,329	11,988,420	△ 307,091 (△ 2.6)	△ 637,151 (△ 5.2)

【注】 C欄「非常勤役員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額」について
「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与の見直しに関連する給与減額支給措置について、平成25年度においても引き続き実施したため、対前年度比1.6%減となった。
- ・「最広義人件費」について
「給与、報酬等支給総額」が減少したこと。また、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づく退職手当支給率の引き下げ及び退職者の減少に伴い「退職手当支給額」が減少（対前年度比16.9%減）したことにより、対前年度比2.6%減となった。
- ・「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づく役員・教職員の退職手当について
平成25年1月1日から国と同様の措置（退職手当の支給率の引下げ）を実施した。なお、早期退職募集制度の導入及び定年前早期退職特例措置の内容拡充については、平成26年4月1日実施に向け改正を行った。

IV 法人が必要と認める事項

特になし